

Ⅱ 統 計 表

用 語 の 解 説

表5～表11中「令和5年4月分平均支給額」欄の給与種目の内容は、次のとおりである。

「きまって支給する給与」

基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、寒冷地手当、能率給、家族手当、住宅手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、役付手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

「時間外手当」

きまって支給する給与に含まれ、超過勤務手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等の時間外手当をいう。

「通勤手当」

きまって支給する給与に含まれ、通勤定期券、ガソリン代などの現物支給されたものを含めたものをいう。

利 用 上 の 注 意

- (1) 年齢は令和5年4月1日現在である。
- (2) 各給与種目の給与額は、4月分の給与月額である。なお、調査日において、春季給与改定による遡及改定分が支払済みのときは、その分は含まれているが、支払が遅れた一部の事業所の改定分は含まれていない。
- (3) 初任給月額は、4月分の基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- (4) 「2 職種別平均支給額」(表5～表11)には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。
- (5) 各表中「－」は、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。
- (6) 各表中「＊」は、初任給関係は調査事業所10所以下、職種別平均支給額関係は調査実人員20人以下であることを示す。
- (7) 表2～表11中(表4を除く。)
「x」は、表2及び表3では調査事業所が1所、表5～表11では調査実人員が1人であることを示す。
- (8) 表7～表11中「△」は第1四分位を、「◎」は中位を、「▽」は第3四分位を示し、「※」は分位が重複することを示す。

(9) 表 1、表12～表20は、当該項目が不明・未回答の事業所を除いて集計した。

(10) 表 1、表12～表20では、次のウェイトを用いて母集団に復元し算出した。なお、当該各表における割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

「従業員数ウェイト」

「母集団事業所の総従業員数」を「回答した事業所の総従業員数」で除した値をいう。

「本店事業所数ウェイト」

「母集団本店数」を「回答した本店事業所数」で除した値をいう。